

令和5年3月17日

一般社団法人香川県歯科技工士会
会長 西桶 浩三 様

香川県健康福祉部長

「香川県医療・福祉施設応援金事業についての要望書」について

貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
令和5年3月8日付け標記文書にていただきました要望につきましては、下記のとおり御理解賜りますようお願いいたします。

記

今般の香川県医療・福祉施設応援金事業については、その財源である国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の本県への交付額が限られる中、支給対象施設の設定に当たっては、制度上、直接に公定価格等が定められていることにより、物価高騰の影響分をサービス等の利用者に転嫁できない施設を対象とすることとしました。

このため、支給対象施設と商品やサービスの取引を行う事業者については、歯科技工所に限らず、対象外としておりますので、御理解をお願いします。

なお、今後、医療施設等を対象とした支援事業を行う際には、いただいた御意見も踏まえながら、支援の目的や財源など、その時々の状況等に応じて、検討してまいります。